

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年12月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第74号

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則

京都市クリーンセンター規則の一部を次のように改正する。

第2条中 「工場第一課
工場第二課」 を「工場課」に改める。

第3条第1項中「東北部」の右に「，北部」を，「事務係長」及び「破砕機係長」の右に「(北部クリーンセンターを除く。)」を加える。

第4条第1項中「3人」を「2人」に改め，同条第2項中「管理係長」の右に「，破砕機係長」を加え，「工場第一課」を「工場課」に改め，「，工場第二課に施設係長及び破砕機係長」を削る。

第6条第1項中「東北部」の右に「，北部」を加える。

第7条各号列記以外の部分中「東北部」の右に「，北部」を加え，同条第2号及び第5号中「こと」の右に「(北部クリーンセンターを除く。)」を加え，同条に次の1号を加える。

(7) 再資源化施設の管理に関すること（北部クリーンセンターに限る。）。

第8条管理課の項中第4号を第5号とし，第3号を第4号とし，第2号の次に次の1号を加える。

(3) 粗大ごみ破砕施設の管理に関すること。

第8条工場第一課の項中「工場第一課」を「工場課」に改め，同項第1号及び第2号中「(第一工場に係るものに限る。)」を削り，同条工場第二課の項を削る。

別表東北部クリーンセンターの項の次に次の1項を加える。

北部クリーンセンター	京都市右京区梅ヶ畑高鼻町27番地
------------	------------------

附 則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)